

学校保健安全法施行規則による出席停止期間について

人から人にうつる感染症は学校生活において注意が必要です。学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則に感染症の種類やその出席停止期間の基準が定められています。

出席停止の感染症にかかった場合、医師の許可が出てからでないと登校できません。

【学校保健安全法施行規則第 18 条の感染症と出席停止期間の基準】

	感染症の種類	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ、指定感染症及び新感染症	治癒するまで。
第二種	1) インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く) 2) 百日咳 3) 麻疹(はしか) 4) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 5) 風疹(三日ばしか) 6) 水痘(みずぼうそう) 7) 咽頭結膜熱(プール熱) 8) 結核 9) 骨髄炎菌性髄膜炎	1) 発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日、(乳児から幼児については 3 日)を経過するまで。 2) 特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで。 3) 解熱後 3 日を経過するまで。 4) 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。 5) 発疹が消失するまで。 6) すべての発疹がかさぶたになるまで。 7) 主要症状が消退後 2 日を経過するまで。 8) 感染のおそれがないと認めるまで。 9) 感染のおそれがないと認めるまで。
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。
その他	マイコプラズマ肺炎、手足口病、溶連菌感染症、伝染性紅斑(りんご病)、感染性胃腸炎、流行性嘔吐下痢症など	条件によっては出席停止の措置が必要

生徒が学校保健安全法施行規則 18 条に規定されている感染症に感染した場合は、学校での流行を防止するため、医師が感染のおそれがないと認めるまで登校を見合わせて下さい。学校保健安全法 19 条に基づき出席停止となります。

医師の許可(完治)後に登校する際は、登校許可証(感染症名、発症～完治までの日数、登校可能日等が記入されているもの)を提出してください。

ご不明な点がございましたら、保健室までお願い致します。